

令和2年3月4日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
直轄工事及び業務の入札等の手続きの対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関し、国土交通省から添付資料のとおり各地方整備局及び地方自治体に通知が出され、当会にも周知依頼等がありましたので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

概要

1. ヒアリングの実施について

入札等の手続きに当たって3月2日から15日までの間にヒアリングを予定している場合、必要性を再検討し可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合は以下の対応。

- ① 3月16日以降にヒアリングを延期することが可能かどうかを検討。
- ② 3月15日までに実施する必要がある場合は、本人確認の実施や内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWEBによるテレビ会議システムを活用する。
- ③ やむを得ず対面での実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

2. 今後公告する工事等について

競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、資格や実績、成績、表彰、継続教育(CPD)の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、今後公告する工事等については、通知「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、当分の間、例えば以下のように適宜柔軟な対応を行うこと。

- ・ 通知に基づいて工事等の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
- ・ 通知に基づいて調査・設計等の業務の一時中止等を行ったことにより完了が年度を越える業務のうち、新年度に行われる部分については手持ち業務量とみなさない。

⇒ 通知全文は「直轄工事及び業務の入札等の手続きの対応」をご覧ください。

一般社団法人群馬県建設業協会
TEL 027-252-1666
FAX 027-252-1993